3　前項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等が特例申告書の提出に係る課税貨物の保税地域からの引取りである場合その他の場合における同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十五条第十一項中「第八項」を「第九項」に、「第五項」を「第七項」に改める。

第三十七条第五項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「第二項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　前項の規定の適用を受けようとする事業者は、次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める期間は、同項の規定による届出書を提出することができない。ただし、当該事業者が事業を開始した日の属する課税期間その他の政令で定める課税期間から同項の規定の適用を受けようとする場合に当該届出書を提出するときは、この限りでない。

一　当該事業者が第九条第七項の規定の適用を受ける者である場合　同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

二　当該事業者が第十二条の二第二項の新設法人である場合において同項に規定する場合に該当するとき　同項に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から同日以後三年を経過する日の属する課税期間の初日の前日までの期間

3　前項各号に規定する事業者が当該各号に掲げる場合に該当することとなつた場合において、当該各号に規定する調整対象固定資産の仕入れ等の日の属する課税期間の初日から当該各号に掲げる場合に該当することとなつた日までの間に第一項の規定による届出書をその納税地を所轄する税務署長に提出しているときは、同項の規定の適用については、その届出書の提出は、なかつたものとみなす。

第三十七条の二第一項に後段として次のように加える。

この場合においては、同条第二項の規定は、適用しない。

第三十七条の二第六項中「同条第二項」を「同条第四項」に、「同条第三項」を「同条第五項」に改める。

第三十九条第一項中「会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定による」を削る。

第四十五条第四項中「当該確定した日」を「当該残余財産の確定の日」に改め、「課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から」及び「その残余財産の確定した日の翌日から」を削り、「期間内」を「翌日から一月以内」に改め、「分配」の下に「又は引渡し」を加える。

第五十七条第一項第三号中「第三十七条第二項」を「第三十七条第四項」に改め、同条第二項中「第十二条の二」を「第十二条の二第一項」に改める。

第六十二条第一項中「第六十八条第二号」を「第六十五条第五号」に改める。

第六十四条第一項中「五年」を「十年」に、「五百万円」を「千万円」に改める。

第六十五条を次のように改める。

第六十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一　第八条第四項本文の規定に違反して同項ただし書の承認を受けないで同項の物品の譲渡又は譲受け（これらの委託を受け、若しくは媒介のため当該物品を所持し、又は譲渡のためその委託を受けた者若しくは媒介をする者に所持させることを含む。）をした者

二　第四十二条第一項、第四項又は第六項の規定による申告書で第四十三条第一項各号に掲げる事項を記載したものに偽りの記載をして提出した者

三　第四十七条第二項の規定による申告書の提出を怠り、又は偽りの申告書を提出した者

四　第六十二条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）若しくは同条第三項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五　前号の検査に関し偽りの記載又は記録をした帳簿書類を提示した者

第六十六条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第六十七条から第六十九条までを削る。

第七十条第一項中「第六十四条から第六十八条まで」を「前三条」に改め、同条を第六十七条とする。

（酒税法の一部改正）

第八条　酒税法（昭和二十八年法律第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六十二条」を「第五十九条」に改める。

第五十四条第一項中「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第三項中「五十万円」を「百万円」に改める。

第五十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に、「五年」を「十年」に、「五十万円」を「百万円」に改め、同条第二項中「五十万円をこえる」を「百万円を超える」に、「、五十万円をこえ」を「、百万円を超え」に改める。

第五十六条第一項中「二十万円」を「五十万円」に改め、同項第二号中「申告」を「申告書の提出」に改め、同項第三号中「申告を」を「申告書の提出を」に改める。

第五十八条第一項中「二十万円」を「一年以下の懲役又は五十万円」に改め、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号を同項第六号とし、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　第二十八条第七項の規定による書類の提出を怠り、又は偽りの書類を提出した者

第五十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二　第十八条の規定による申告をしないで酒類の販売業をした者

第五十八条第一項に次の六号を加える。

八　第四十四条第三項の規定による命令に違反して酒母又はもろみを処分し、又は製造場から移出した者

九　第四十六条の規定による帳簿の記載を怠り、若しくは偽り、又は帳簿を隠匿した者

十　第四十七条第一項から第三項までの規定による申告を怠り、又は偽つた者

十一　第五十条第一項第一号又は第四号から第七号までの規定による承認を受けなかつた者

十二　第五十条の二第一項又は第二項の規定による届出を怠り、又は偽つた者

十三　第五十三条第一項、第二項、第四項又は第五項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又はその職務の執行を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第五十八条第二項中「第一項第三号」を「前項第五号」に改め、同条第三項中「第一項第四号」を「第一項第六号」に改め、同条第四項中「第一項第五号」を「第一項第七号又は第八号」に改める。

第五十九条から第六十一条までを削る。

第六十二条第一項中「第五十八条から第六十条まで」を「前条」に、「行為者」を「その行為者」に改め、同条を第五十九条とする。

（たばこ税法の一部改正）

第七条　たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十条」に改める。

第十一条第一項中「三千五百五十二円」を「五千三百二円」に改め、同条第二項中「七千九百二十四円」を「一万千四百二十四円」に改める。